

平成 23 年 12 月 14 日

内閣府政策統括官

(科学技術政策・イノベーション担当) 企画担当 御中

一般社団法人国立大学協会
教育・研究委員会委員長
濱口道成

「科学技術イノベーション政策推進のための有識者研究会報告書(素案)」に対する意見

今般、科学技術イノベーション政策推進のための有識者研究会報告書(素案)について、意見照会という貴重な機会をいただけたことに感謝したい。

科学技術イノベーション政策を推進するための新たな体制の構築については、地球規模の課題の解決のために世界に先駆けて我が国として役割を果たしていくためにも、極めて重要であると認識している。

本件については、国立大学協会としてはこれまでの議論に加わっておらず、貴研究会の基本的な考え方について伺っていないため、十分な見解を述べることは難しいが、別紙の通り意見を提出するので、検討に際してご配慮いただきたい。

国立大学協会としては、引き続き、科学技術イノベーション政策推進に係る議論について、協力を行っていきたいと考えている。

①意見(修正文案有)

意見箇所	訂正内容	意見理由
① P11 14行目	② 文部科学省の科学技術基本計画策定事務及び科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整等の調整事務を「司令塔」に移管し、府省横断的事務は「司令塔」に一元化することを検討すべきである。を削除し、「司令塔」の方針を踏まえ、関係府省の連携を強化し、一体的な取り組みが促進されることを検討すべきである。を追加	国立大学の実施する科学技術イノベーションは、国立大学の機能として、高等教育と一体であることが重要であり、政策面においても文部科学省が所管する高等教育政策と切り離すことは不適切であるため。
①P.11～12 4.(2)⑤	「大学の自治」に留意しつつ、研究開発及び研究開発の成果の社会での利活用(社会的実装)において国立大学法人、私立大学及び公立大学の有する能力が十分に活かされるように、科学技術イノベーション政策における大学の役割の基本的方向性を「司令塔」は示すことが必要である。	「大学の自治」に鑑み、「司令塔」の役割は、大学の役割を具体的に示すものではなく、その基本的方向性を示すにとどめるべきである。以上のことを明確にするため。
① P12 4行目	② 「国立大学法人全体の活動」を「国立大学法人全体の研究活動」としてはどうか。	③ 今回の報告書における大学への関与は科学技術イノベーションに係る部分のみであり、管理運営や教育は対象とすべきではないと考えるため。
① P.12 5～7行目	② 「特にイノベーションの取組については、その取組を社会につなげるため文部科学大臣に勧告することも可能とすべきである。」を削除	国立大学法人については、大学の自主性・自律性を踏まえ、文部科学大臣が中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ国立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮すること(国立大学法人法第30条第3項)、及び中期目標の実際上の作成主体が法人であることに鑑み、文部科学大臣は個々の教員の教育研究活動には言及しないこと、中期目標・中期計画の原案の変更は、財政上の理由など真にやむを得ない場合に限ること(国立大学法人法の参議院附帯決議五号)とされていることから、科学技術イノベーション政策推進の「司令塔」が文部科学大臣に「勧告」をするといった強制力の強い権限を持つことは、制度上の整合性が取れないと考える。
① P12(3)① 18行目	②国立大学法人及び大学共同利用機関法人を削除。	国立大学法人制度は独立行政法人制度とは異なる制度であることから、同じ括りでの標記は不適切。特に国立大学法人に対する検証については、国立大学法人法参議院附帯決議第十一で法人評価等に係る資料の提出等の依頼は文部科学大臣に対して行うこととされていることに鑑み直接行う事とせず、必要な提言を関係大臣に行うとの記述にしてはどうか。
① P13 1行目	②及び国立大学法人制度を削除。	
① P13 3行目	②国立大学法人及び大学共同利用機関法人を削除。	
① P13 5行目	②と国立大学法人全体としての対応を削除。	
① P13 8行目	② また、大学及び大学共同利用機関が行う研究活動については、大学の自主性・自律性を尊重しつつ、大学が自ら科学技術イノベーション政策に貢献できるよう「司令塔」は必要な政策提言を関係大臣に行うことができるようにすべきである。を追加。	

① P.19 18行目	② 一文を挿入すること。例えば、「なお、司令塔は、日本学術会議から提供された中立的な立場からの専門的な知見については、社会に広く公表すべきである。」	③ 「中立な立場」からの科学的知見が、国民にとって、政策評価の一つの基準となるため。
① P22 17行目	② ②文部科学省の科学技術に関する府省横断的事務の移管(P)を削除。	③ 国立大学の実施する科学技術イノベーションは、国立大学の機能として、高等教育と一体であることが重要であり、政策面においても文部科学省が所管する高等教育政策と切り離すことは不適切であるため。

②意見

意見箇所	意見理由
全体に関して	科学技術によるイノベーション創出の多元性や成果予測の困難性を考える為、科学技術イノベーション政策に含まれない科学技術の研究開発にも相応の資源が注入されることが保障されるべきである。
全体に関して	<ul style="list-style-type: none"> ①イノベーション政策の定義づけを明確にしないと混乱の原因となるのではないか。 ②人間存在や認識の深い問題を扱う人文・社会科学からの視点を踏まえた政策の推進が必要ではないか。 ③「司令塔」事務局に優秀な若手行政官や若手研究者を登用することが重要ではないか。 ④政策の実現を支える「基礎研究」の位置づけを重要視すべきではないか。
全体に関して	<ul style="list-style-type: none"> ・この報告書(案)は、イノベーション政策について語ろうとしながら、実は言葉の定義などに紙面を割きすぎている。 ・この報告書(案)では省略されていますが、基本的には、『新成長戦略や第4期科学技術基本計画で提案したグリーンイノベーションやライフイノベーション』が中心課題だと思います。
全体に関して	「推進体制」での議論の透明性を確保できるか
はじめに	<p>従来の科学技術政策が科学技術イノベーション政策へと拡張される理由の簡略な説明がほしい。</p> <p>従来の科学技術政策では基礎研究には成果があつたにもかかわらず、その成果がイノベーションを実現するに至らない、産業の振興につながらないという限界があつた。その原因は次のようなものが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究者コミュニティに科学技術を社会に役立てるところまでもっていくということに関するコンセンサスが希薄なこと(現在も多くは基礎研究で閉じてしまっている) ・イノベーションのリーダーであるインダストリーから、基礎研究を通じて創られた知的財産の利活用を図るといアカデミアへの働きかけ、交流が不十分だったこと ・行政が基礎研究と産業をつなぐ回路をつくり、そこに必要な人材を配置し予算を投入することまで手が回らなかったこと <p>これらの原因を克服し、科学技術の成果をイノベーションに結ぶつげるために、第4期科学技術基本計画で、従来の科学技術政策から科学技術イノベーション政策に拡張したことを、「はじめに」のなかに簡潔に述べることを望む。</p>
はじめに	「はじめに」の部分で、少なくとも基礎研究との関係、予算的なバランスなど科学技術政策の中での全体像を議論した上で、イノベーションの重要性と現代的な課題などを議論すべき
①pp.11-12, 13 「司令塔」と大学の関係について	大学の研究が丸ごと科学技術イノベーションと関係しているという認識が前提になっている印象を受けた。そこで「司令塔」と大学の関係については、まず対象を限定することと、あわせて「司令塔」と大学との間に国立大学法人の場合は文部科学大臣が仲立ちする、というワンクッションが必要と思われる。
①pp.11-12, 13 「司令塔」と大学の関係について	対象の限定について、大学に対して科学技術イノベーションにかかわる研究という期待をもつことは当然だが、大学の研究者が同じ認識をもつという保証はないので、ここは大学の研究者に選択する自由を保障することが必要。大学の自治の所以です。それでも国立大学法人は研究成果を広く社会に普及することを自らの使命として自覚しているので、中心的な役割は十分に果たせる。

<p>①pp.11-12, 13 「司令塔」と大学の関係について</p>	<p>国立大学法人は主務大臣である文部科学大臣が定めた中期目標に沿って中期計画を立てているので、「司令塔」の政策提言等も中期目標と整合しなければ実現は困難だし、それを打開するために文部科学大臣に勧告して実施を迫る場合、文部科学大臣と国立大学法人の信頼関係は根本から損なわれる可能性がある。文部科学大臣に対する「司令塔」の政策提言や勧告は抑制が求められる。</p>
<p>①pp.11-12, 13 「司令塔」と大学の関係について</p>	<p>概算要求とその政策実現効果に関する検証も「司令塔」が行うとしているが、国立大学法人法、学校教育法と照らし合わせると、これらの法の命ずる「評価」と「司令塔」が行おうとする「検証」との間に重複が起きることが予想される。国立大学法人は毎年、法人評価委員会に業務実績を報告し、評価を受けるほか、中期目標期間が終了した時点で同期間の評価を受ける。そのうえ、定期的に大学評価・学位授与機構から認証評価を受けることが義務付けられている。「司令塔」が関心をもつ科学技術イノベーションにかかる大学の成果の達成状況を検証するのであれば、「司令塔」が直接行わずとも、現行の法に基づいて行っている評価で代行できる</p>
<p>①p.19 (1),(2) アカデミーとの関係、産業界との関係について</p>	<p>アカデミーとの関係では「司令塔」が日本学術会議と定期的に意見交換を行うとしている。だが、科学技術イノベーションでは産業界と並ぶ研究者コミュニティとして、日本学術会議だけでは網羅することはできない。「司令塔」が研究者コミュニティにおいて権威と信頼を得るには、国立大学法人・大学共同利用機関法人を束ねる国立大学協会、私立大学の連合体、公立大学協会等との意見交換の機会もあわせてもつことを期待する。</p>
<p>①p.19 (1),(2) アカデミーとの関係、産業界との関係について</p>	<p>産業界との関係では、産業も大学も全国に分布している状況を考えると、地区ブロックごとに大学も参加できるコミュニケーションのチャンネルが設けられるとイノベーションの裾野が広がるものと考えらる。ご検討をお願いします。</p>
<p>①P19 キャリアパスの構築の場合の人材育成・確保の意味</p>	<p>【説明】6. (3)②「事務局の陣容」に行政官のキャリアパスの在り方について触れているが、科学技術イノベーションを支える人材育成を担うのは大学が中心となるはずだが、その時に想定している人材像は記載されていない。 将来の科学技術を支える人材は、科学技術に関する高度な専門的知識に加えて、事態を俯瞰できる力を発揮するために、人文社会科学の堅固な知識と高い見識を備えている必要があり、この点を軽視すべきではないと考える。</p>

「科学技術イノベーション戦略本部」(司令塔)の役割について(意見)

大学は、学術研究の成果を上げるとともに、研究と教育を総合的・一体的に推進することにより、優れた人材を養成することを使命としており、かかる使命の遂行にかんがみ、各大学の自主性・自律性が尊重されなければならない。

このため、政府における大学への関与は、個別具体的な指示に及ぶべきではなく、かつ研究活動の遂行という側面のみから講じられるべきではない。また、大学における研究は、社会的実装を前提としたイノベーションだけでなく、イノベーションの原点である真理の探究そのものに関わる基盤研究も数多く行われており、政府戦略の一環として位置付け推進することになじまない側面も有していることについて、特に留意すべきである。

以上のことから、「科学技術イノベーション戦略本部」(司令塔)の役割は、当該政策に関する我が国のグランドデザインを示すことにより、大学に対し、研究における大学間及び大学と研究機関との協力と競争を促すことに徹すべきであると考える。

平成 23 年 12 月 14 日

一般社団法人国立大学協会
会 長 濱 田 純 一